

【介護保険重要事項説明書】

1 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションひだか
所在地	高知県高岡郡日高村沖名1番地
事業者指定番号	高知県 第 3972500189 号
管理者	井上 章
連絡先	TEL:0889-20-1665 FAX:0889-20-1618
サービス提供地域	日高村、いの町、佐川町、越知町

2 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者（兼務）	1名	0名	1名
サービス提供責任者（兼務）	2名以上	0名	2名以上
訪問介護員※	2名以上	5名以上	7名以上

※ 訪問介護員 常勤換算2.5名以上

3 営業時間

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分

※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4 サービスの内容

訪問介護は、次に掲げるサービスを提供します。

- (1) 身体介護
 - ① 食事の介護 ② 排泄の介護 ③ 衣類脱着の介護 ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪 ⑥ 通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2) 生活援助
 - ① 調理 ② 衣類の洗濯、修繕 ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物 ⑤ 関係機関との連絡 ⑥ その他必要な家事

5 サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として利用料金の1割です。
一定以上の所得のある方は自己負担が2割又は3割になります。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降30分を増すごとに
	163円	244円	387円	567円	82円加算

生活援助		20分以上 45分未満	45分以上	
		179円	220円	
身体に引き続き 生活援助を行った 場合		20分以上 65円加算	45分以上 130円加算	70分以上 195円加算

加 算 項 目	加 算
夜間加算(18時 ~ 22時まで)	所定単位数の25%
早朝加算(6時 ~ 8時まで)	所定単位数の25%
深夜加算(22時 ~ 6時まで)	所定単位数の50%
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%
初回加算※(1)	200 円
緊急時訪問加算 ※(2)	100 円
介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月当たりの総単位数の24.5%

- ※ 実際に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけされた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。
- ※ 重介護をする場合等で、利用者または家族の同意をいただいたうえで、同時に2人の訪問介護員などが支援を行った場合は、所定単位数の倍額相当をいただきます。
- ※(1) 初回訪問時または2ヶ月間利用がなく、訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行なう場合または他の訪問介護員が訪問を行なう際に同行訪問した場合は、初回加算をいただきます。
- ※(2) 利用者又はその家族等からの依頼に基づき、担当介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画にない訪問介護サービス(身体介護)を行った場合は、緊急時訪問加算をいただきます。

6 支払い方法

下記いずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 窓口で現金払い(月末締め翌月末までにお支払ください)
- ② 銀行振込
- ③ 口座引き落とし(月末締め翌月20日に引き落とします)

利用可能な金融機関:(郵便局・JA高知県・高知銀行)

7 キャンセル

サービスの利用をキャンセルする場合は、前日までにご連絡ください。

* 当日やむえない事情ができた場合は、早急にご連絡ください。

連絡先(電話) : 0889-20-1665 (ヘルパーステーションひだか)

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

ヘルパーステーションひだか	電話番号:0889-20-1665 対応時間: 8:30~17:30 上記以外は、母体施設の特別養護老人ホームコスモスの里に転送 になり24時間連絡が可能
家 族	氏名: 続柄: 電話番号:
	氏名: 続柄: 電話番号:
主 治 医	医療機関名: 主治医名:
	電話番号:
担当居宅介護支援事業所	名称:
	電話番号:

9 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に、連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事項の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

10 虐待防止

- (1)高齢者の尊厳保持・人権尊重に対する配慮を常に心がけ、虐待の未然防止に努めます。
- (2)虐待が発生した場合には、速やかに市町村へ通報し、虐待等に対する調査等に協力するように努めます。
- (3)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について周知徹底します。
- (4)虐待防止のための指針を整備します。
- (5)虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者 鎮西 真由美

- (4)従業者に対して、虐待防止をするための研修を実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従つて必要な措置を講じます。
- (2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会を開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症予防及びまん延の防止のための研修を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に留意します。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な感知に努めます。

13 ハラスメント防止対策について

- (1) 職場内や介護現場におけるハラスメント防止についての対策を検討する会を開催します。
- (2) ハラスメント防止についての指針を整備します。
- (3) ハラスメント防止のための研修を実施します。

14 職員の資質向上

- (1) 訪問介護員の資質向上のため研修計画を作成し、計画に従い研修を行います。
- (2) 訪問介護員に対してサービス提供にあたっての留意事項の伝達等又は技術指導等を目的とした会議を定期的に行います。
- (3) サービス提供責任者と訪問介護員との間の情報伝達および報告体制を整備します。

15 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号 : 0889-20-1665
	FAX番号 : 0889-20-1618
	相談員責任者 : 鎮西 真由美
	対応時間 : 8:30 ~ 17:30 (月曜日 ~ 金曜日)

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

日高村介護保険相談窓口	所在地 : 高岡郡日高村本郷61-1
	電話番号 : 0889-24-5197
	FAX番号 : 0889-24-7900
	対応時間 : 8:30 ~ 17:15
佐川町介護保険相談窓口	所在地 : 高岡郡佐川町乙2310
	電話番号 : 0889-22-7709
いの町介護保険相談窓口	所在地 : 吾川郡いの町1400
	電話番号 : 088-893-3811
越知町介護保険相談窓口	所在地 : 高岡郡越知町越知甲2457
	電話番号 : 0889-26-1170
高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地 : 高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号 : 088-820-8410

16. 当法人の概要

法 人 種 別	社会福祉法人 秋桜会
事業所名称	ヘルパーステーションひだか
代表者氏名	理事長 前田 尚男
所 在 地	高知県高岡郡日高村沖名1番地
連 絡 先	電話: 0889-20-1665 FAX : 0889-20-1618
業務の概要	訪 問 介 護
事業所数	1 ケ 所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高岡郡日高村沖名1番地

事業者名 ヘルパーステーションひだか

説明者

居宅サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名